

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年1月22日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、お願いします。

○記者 読売新聞のコイズミと申します。

原発の40年ルールについて、ちょっと何点か確認したいことがございます。

昨年末にアメリカのターキーポイント原発で80年の運転の認可が出ました。この原発と同じPWRの炉は日本にもありますが、もし同じだとしたら、日本でも80年運転というのは科学的に可能だと考えられなくもないのですが、委員長は、これについてはどのようにお考えになっていますかというのが1点です。

それで、日本の場合は40年プラス20年というのがルールになっていて、これについては議論があるところなのですが、更田委員長は衆議院の特別委員会で、これは政策的な議論の末に決まったもので、規制庁としては踏み込むことはできないという発言をしています。その考え方に現在も変化はないでしょうかという確認です。そうすると、逆に、この40年ルールについて政治が見直すなら、その可能性は排除しないという考え方でよろしいのでしょうかという、この点が2点目です。

1点目は、アメリカの80年について、どう思うかということです。科学的に可能かどうかということです。2点目は、40年プラス20年のルールというものに対する見解です。

取りあえず、では、この2点で質問します。

○更田委員長 では、四つ一遍に質問されてしまうと分からなくなってしまうから、一つずついきましょうか。

まず、米国における80年、もうこれは御理解いただいていると思いますけれども、発電所の安全性というのは、プラント側の設計だけではなくて、置かれている条件に非常に大きく依存しますので、どここの国でこうだから我が国でもこうというのは、一律にはいかないものだと思います。

特に地震に対する備えであるとか、津波に対する備え、更に言えば、火山に対する備え、こういった状況は非常に大きく異なりますから、置かれている状況の違いで何年というのは大きく左右されるところがありますので、安全を考えるという立場からすると、

必ずしも外国の事例をそのまま日本に持ってこられるとは思っていません。

それから、二つ目とおっしゃった、40年、それから、評価を行った上で、最大20年で1回に限りという現在の制度ですけれども、これはもう申し上げるまでもなく、立法府が非常に幅広い議論でお決めになったことで、行政機関としては法律に従うとしか申し上げようがないです。これは衆議院の特別委員会でお答えした考えに現在も変わりはありません。

更に言えば、このルールについて、今度は立法府が法改正をされたら、当然、行政組織は法律に従うのが義務ですので、これは立法府における御議論だろうと思っています。

○記者 分かりました。

もう1~2点質問したいのですが、同じく衆議院の特別委員会で、圧力容器の脆化の進行は停止中は無視していいと。カウントするのは運転中の期間だというような趣旨の発言をしていたように記憶しているのですが、そうすると、40年ルールの中で、停止期間というのはノーカウントということでしょうか。まず、この質問から。

○更田委員長 お答え申し上げますと、ノーです。現在、立法されたときの議論や法律を見ると、停止期間中に時計が止まるとはどこにも書いていないわけですね。ですので、これを行政の裁量で停止中は時計が止まるというのは、これは越権行為というか、法にもとるのだろうと思っています。

更に言えば、高経年化による影響というのは、圧力容器の照射脆化だけではなくて、停止中であっても劣化するものはありますし、例えばケーブルの被覆のようなものですね。

それから、更に言えば、私、これは繰り返し申し上げていますがけれども、設計そのものの古さというのはきちんと考えられてしかるべきだと思っていますので、そういった意味で、停止期間中に時計が止まるというような考え方は当時も持っていませんし、現在も持っていませんし、この点をもし変更するのであれば、これも立法府が法律でそう決められてきたら、これは先ほども申し上げたように、法律に従わざるを得ないですけれども、行政機関の裁量でそのような判断をすることはできないと考えています。

○記者 分かりました。

今現在、島根原発2号機、伊方原発2号機は8年以上、止まっている状態なのですけれども、ノーカウントだと、なかなか審査が長期化して、40年のルールから8年を削られるのはなかなか厳しいと思いますが、審査の長期化とこの40年ルールについて、この現状をどのようにお考えか、最後にこれだけお聞かせください。

○更田委員長 40年という期間を考えたときに、審査に長期間を労してしまって期間が短くなるということは、これを問題として捉えることはよくわかります。ですので、私たちの方も審査に長い時間がかかることを望んでいないですし、もとより申請者は望んでいないと思うのですね。

ただ、一方で、これも繰り返し申し上げていることですがけれども、時間を急ぐという

このために、技術的な議論、安全にかかわる議論を軽く済ませるわけにはいかないの
で、申請者、それから、我々規制側との間にきちんとした共通理解を生むまでしっかり
議論をして、審査をするということは、これは避けられないことだと思います。

そして、もちろん申請者も最大限の努力を払っているのだとは思いますが、やはりあれだけの事故の当事国として、あれだけの災害を起こした事故の当事国として、さらには、それまでのシビアアクシデント対策が不十分であったことを鑑みれば、審査に時間がかかるのは、これはある意味、当然の部分もあると思っています。

例えば、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前の状態で、シビアアクシデント対策の議論、当時でいえば、原子力安全委員会でも基準類の議論をもしやっていたとしたら、軽く10年は議論に費やしていたと思います。

そういった意味では、審査に非常に時間がかかっていると思われる方が大勢であろうとは思いますが、そうはいつても、これだけの議論をこの期間で集中的にやっているという、私たち当事者からすると、非常に密度の高い議論をしていますし、議論の時間がかかるのは、強い言い方をすれば、ある意味、当然の部分があるとは思っています。ですから、時間のために安全を犠牲にするわけにはいかないというのは改めて申し上げたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

先週の伊方3号機の高裁差止めの決定について、率直な御感想をお願いいたします。

○更田委員長 当事者でない原子力規制委員会が司法の判断に対してコメントするというのは、許されないことというか、すべきでないと思っているのですね。司法は司法で独立のものでありますから、行政機関がそれに、当事者でない限り、介入するようなことをすべきではないと思っています。

ただ、一方で、決定文の中で随分原子力規制委員会の判断に対して言及をされていますので、率直な感想と言われたので、少しだけ私の考えを申し上げようと思います。決して司法の判断に介入するようなつもりで申し上げるのではありませんけれども、伊方の3号機については、平成27年だったと思いますけれども、設置変更の許可の判断を行っています。

ごめんなさい。まず申し上げようと思っていたのは2点あって、一つは地震について、それから、もう一つは火山について。そして、それぞれについて二つのことを申し上げようと思うのですが、まず地震について、一つは、平成27年夏だったと思いますけれども、伊方の3号機に対して行った設置変更許可の判断というのは、十分な調査、事実関係に基づいて審査を行ったものであって、適正な判断であったと思っています。これが一つ。

もう一つは、その後、幾つかの、例えば、決定の中で言及されている、正確な名前は
何といったかな。何とかの第2版という。中央構造線。

○記者 断層帯長期評価。

○更田委員長 うん。長期評価第2版というのが出ていて、これが取り上げられているので
すけれども、これは先ほど申し上げた許可の後に出たものです。また、これだけではなくて、例えば、文部科学省の重点調査の報告書というようなものも出ています。

そこでポイントは、そういった最初に出した許可の後に出てきた事実が、もとの許可
を改めなければならないような新知見に当たるかどうかというところがポイントだと思
います。

当然、私たちも第2版、決定で言及されている第2版には注目をして、第2版が出た
のが平成30年ぐらいだと思いますが、その数か月後には技術情報検討会でこれを取り上
げて、議論をしています。それから、文部科学省の重点調査についても、これを取り上
げて見えています。

現在のところ、私たちは、これらの新技术に照らしても、元の許可を改めなければな
らないというような判断をしているわけではありません。ですので、地震について申し
上げた二つは、元々の許可は適正な許可であったと考えていますし、その後の新知見に
照らしても、元の判断を覆す、ないしは変更するような事実ではないと現在考えている
というのが2点です。

それから、火山の方ですけれども、これは火山についても、まず一つ目は、影響評価
における想定で、火山ガイドでは破局的噴火、非常に大きな、例えば、一地方全域が全
滅してしまうような破局的噴火の以降の既往最大を降灰量の想定としています。火山評
価というのは、火山というのはそれぞれ非常にひとつひとつ違いますので、個別に検討
する必要があります。

そこで、今回の論点というのは阿蘇山になっているわけですが、阿蘇のその後の
記録に照らして、阿蘇山というのは、いわゆる阿蘇4といわれる非常に大きな噴火の
以降というのは、余り大きな噴火をしていないのですね。そういった意味で、火山に関
する知見に照らして行った想定というのは、決して過小評価などではなくて、適正な評
価であったと考えています。

更に言えば、火山ガイドでは、いわゆる破局的な噴火の定義について「巨大噴火」と
いう言葉を使っているのですね。「巨大噴火とは、地下のマグマが一気に地上に噴出し、
大量の火砕流となるような噴火であり、その規模として噴出物の量が数十立方キロメ
ートルを超えるようなものをいう」というのを火山ガイドで記しています。

ですから、いわゆるVEI7と呼ばれるものだけが、VEI7というのは100立方キロメー
トルを超えるものですが、VEI7だけが巨大噴火としているわけではなくて、一方、悩
ましいのは、VEI6というのは10から100までの桁、あれは対数表示ですから、VEI6とい
うのは10から100未満までのことをVEI6と指しますけれども、「数十」という表現をと

っているから、VEI6のほとんどの部分というのは巨大噴火に入るのですね。

そういった意味で、こういったVEI6のほとんどの部分とVEI7を巨大噴火として扱っていて、この巨大噴火の後での最大のものを噴出量の想定に使っている。これは想定判断として適正なものであると考えているというのが一つ。

もう一つは、火山灰の降灰について要求を強化して、これは平成30年だったと思いますけれども、強化した際に、事業者に対して説明を求めらる中で、降灰によって全ての動力電源が失われたときにどうなるかという説明を求めています。

というのは、想定を上回るような降灰があったときに何が起きるかというのは、当然、設計基準地震動にしても、設計基準津波高さにしても、それから、火山灰の想定にしても、工学的に考える上での一定程度の想定を置くわけですけれども、その想定を超えたときに何が起きるかというのも、当然、議論の対象にはして、そのときに四国電力からも説明を受けていて、全ての動力電源が失われた状態でも数日間、5日とか6日、たしか、これもちょっと記憶でお話ししているのですが、6日程度原子炉を安定した状態におさめることができるという説明を受けています。

やり方としては、ちょっと話が細かいですが、タービン動の補助給水ポンプ、これは直流があれば制御ができますので、バッテリーさえあれば動力は蒸気の圧力で駆動しますので、タービン動補助給水ポンプで蒸気発生器の二次側に水を供給することで、6日間程度だったと思いますけれども、原子炉を安定した状態に保つことができます。

一方で、火山学の教えるところでは、そういった大規模な降灰というのは長く見て24時間程度とされているので、想定を上回る降灰があったとしても、それが直ちに原子炉を、あるいは原子力発電所を不安定な状態に導くわけではないということは確認をしているところです。

ですから、地震について2点、火山について2点、今、私が考えているのはこういったところです。

○記者 続けてお伺いしようとしたことも一気にしゃべっていただきましたので、以上です。ありがとうございました。

○司会 それでは、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

関連して伊方3号機の仮処分についてなのですが、火山の方について、火山影響評価ガイドで、いわゆる破局的噴火に至らない規模の巨大噴火については、触れられていないというような指摘も裁判所の決定文の中であったのですが、こういった部分については、今後、どのような対応を考えていこうとお考えですか。

○更田委員長 読んでも、なかなか意図がすごくずっと飲み込めるといのは、分野の違いかもしれませんが、私がその決定文をこれまでに正しく理解しているとすればですけれども。

更に言えば、先ほど申し上げたように、火山ガイドの巨大噴火の定義というのは、噴出量でいえば数十立方キロメートルだと。一方、降灰量の影響評価を行うときには、こういった最後の巨大噴火があった後の既往最大をとっている。

これは規制の強度にかかわるものであって、他の自然ハザードなどとの比較を通じた行政の裁量の問題であろうとは思いますが、例えば数十が巨大だとして、では、それをちょっと下回るものというのと、元の想定と変わらないですよ、基本的に。これは余り科学的な議論とは言えないだろうと思っています。したがって、巨大噴火後の既往最大というのが、現在、降灰に対して求めているレベルであって、これは適正なものだと思っています。

○記者 それでは、前、ガイドの考え方について、新たに出されたということもあったと思うのですが、そういったところまでは対応としては至らないのではないかとお考えですか。

○更田委員長 これも余り申し上げるべきではないかもしれないけれども、やはりどう書いても、いろいろな書き手と異なる解釈というのは生じてしまうのではないかと思います。だから、イタチごっこのようなところがあるだろうとは思っていますが、ガイドの求めている要求レベルについては、先ほど申し上げたとおりです。

○記者 もう一点は別件なのですが、今日、定例委員会でちょっと追加で触れられていた青森県むつ市のリサイクル燃料貯蔵の中間貯蔵施設の審査の関係なのですが、もう審査は終盤も終盤で、状況の遅さみたいなところを懸念されていたと思うのですが、言及された理由を改めてお聞きしたいのと、終盤の進みが遅い事情というのをどのように見ていらっしゃるのかというところをお願いします。

○更田委員長 これは、言及した理由というのは、一つには、私たち、事業者の率直な意見を聞くために、各社のCEO、社長さんとの間の意見交換を行っていますけれども、RFSについては、社長さん自らが審査を急いでほしいと。

これは、私はこちらの駄目出しが遅かったということもあってだろうと思うのですが、お目にかかった際に、これまでも時間がかかり過ぎているし、審査を急いでほしいと特に要請があったので、うちの規制庁のメンバーも頑張って、昨年のもう秋には当方が求めること、それから、向こうが設計として行うものに関して基本的に了承していて、あとは、ですから、それこそ整理の段階だけになってからずっと膠着（こうちゃく）しているので、平たく言うと、急げと言っておいて何だよというような思いも込めて、どうなっているのかなと尋ねたのですが、今日午後、今、行われているのかどうなのか、RFSに関する審査会合に社長まで出席されるということなので、事情の説明があることを期待しています。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。ヒノさん。

○記者 また事前会議問題というべきか、ブレインストーミング問題というべきか、お伺

いしたいのですけれども、このブレインストーミング、記録を残していないということと、あと、資料を廃棄したということは前提としてお伺いしているところなのですけれども、改めて事前レク、ブレインストーミングの前提をちょっとお伺いしたいのですね。

これは委員長や委員が、今回でいうと委員長と担当委員の石渡氏が出席されていて、ここをひっくるめて便宜的に「会議」と申しますけれども、会議の中で、今後出てくる、多分、翌週の会合ということになると思うのですが、翌週の会議で出てくる議案について、委員長とか委員が、これはああだよ、これはこうだよ、これは本当はこうすべきではないかとか、こちらの方がいいから、こちらの方は出さない方がいいのではないかということを示したり、指摘、選択したりということはしないという前提でよろしいのですよね。

○更田委員長 「会議」と呼んでおられるので。役所の中では皆さん、これを「レク」という言葉を使って、私は「レク」という言葉が嫌いなので、どちらがどちらに向かってレクしているのか分からないので、「レク」という言葉は余り好きではないので「打合わせ」というような言い方をしていますけれども、いろいろなケース、例えば、今、言及されているケースでいうと、例えば、5人が5人、扱う議題に関して正確な意味での専門家であるわけではないので、勉強しなければならないケースもあります。ですから、当然、議題の論点となる場所、それから、その議題の技術的な背景について、担当者から話を聞くというような勉強の機会であるのが一つ。

それから、資料をいきなり、全く見せられずに水曜日の会議で見せられると、資料をちゃんと読めないとか、うまく読めないところがあって、これはどういう意味かというようなやりとりをいたずらに時間がかかってしまうのを避けるために、あらかじめ資料についての説明を受けるケースもあります。

それから、ただ、ですから、説明を受けた上で、そういう意図なのだったら、表現はどのように書いてくれないかというようなことはあるのだろうと思います。それは個々の委員がね。

○記者 委員の方々が、これはこうではないか、あれはこうではないかと言ってしまったら、それは当然、事務方の方も、議決されるようにそれに合わせて変えることは当たり前なのではないでしょうか。

○更田委員長 いや、今申し上げたのは、誤解のないように申し上げると、表現の問題です。内容にタッチするのではなくて、もっと詳しい説明を資料に加えてくれとか、そういった意味でのコメント、注文を出すケースはあります。

○記者 では、選択はしていないということによろしいですね。あと、指摘、これはこうではないかとか、これはこうなのだというのは、それはちょっと表現と内容の問題と、境界線が、正直なところ、難しい気がするのですけれども、選択はしていない。

それから、あと、これはこうすべきではないか、これはこうではないかと論評したり、指摘したり、果ては指示したりとか、そういうことはしていないという理解でよろしい

のですか。これはさすがに記録に残さなければまずいですよね、本来でいったら。

○更田委員長 方針というのは、例えば、選択肢のどちらかを選ばなければならないかというような表明をその場でするわけではないです。ただ、ほとんどが技術的な議論なので、今回、ヒノさんがおっしゃっているところでは、手続論での打合せのことを指しているわけだけれども、手続論のときに関して、どういった手続であるべきかというようなことを委員の方から言うということはないです。

それから、技術的な問題に関して言えば、それは技術的な議論なので、あなたの言っていることは正しくないというようなことは言うことはあります、もちろん。

○記者 これまでに2回この会見の場で委員長にお伺いしているのですけれども、議論をしたのか、していないのかが、正直なところ、2回の中に、説明の修正なのか、変遷なのか分からないのですけれども、議論をしているのですか、していないのですか、この場、12月6日の場というのは。

○更田委員長 議論というのはどういう意味ですか。

○記者 議論していないとおっしゃったり、しているとおっしゃったり、いまいち議論の定義がよく分からないところもあるのですが、これは議論をしたと言っていいのか、していないと言っていいのか、委員長の認識をちょっとまたお伺いしたいのですが。

○更田委員長 質問をされる方がどちらに当たるのかと尋ねられているわけだから、ヒノさんのおっしゃっている議論というのはどういう意味ですか。

○記者 ですから、翌週の議案について、委員長の方が、例えば、これはこうだよ、これはこういう表現だとかではないかとか、これはこうすべきだよとか、そういった指示や指摘とかというのをされたことは記憶にありますか。

○更田委員長 指示や指摘をしたという記憶はありません。

○記者 では、委員長の指摘によって表現が変えられたりとか、そういうことというのはないと考えてよろしいのですかね。

○更田委員長 はい。

○記者 では、1時間これは行われていて、そんなに単純な話でもないのですが、1時間の中に、委員長は何か、例えば、石渡委員も含めて、委員側からどういうことを話をしているものなのですか、これって。事前レクです。この12月6日のですね。

○更田委員長 「事前レク」と称されるものは極めて様々だし、前にも申し上げたように、多い日には1日10件ぐらいあるので、非常に正直に申し上げると、一昨年のお話をしているのですよね。だから、そのときの議論の詳細がどうであったかというのは、極めて正直に申し上げて、記憶していません。

○記者 ちょっとさっきのに戻りますけれども、12月6日の事前レクについて、委員長は何か翌週の議案について、この議案はこのように変えるべきでないかとか、こうすべきではないかとか、これはこうおかしいのではないかとか、そういったことを言ったこと

はないということ考えてよろしいですね。

○更田委員長 はい。

○記者 あと、これは行政委員会であるということを前提だと思うのですが、合議制の行政委員会という、もっと詳細に言ってしまうと、そうだと思うのですが、これは合議制の行政委員会であっても、内閣統括であるので、当然、公文書管理法であるとか公文書ガイドラインというのが適用されるということ考えてよろしいのですよね、これは。

○更田委員長 はい。

○記者 そうということですよ。

○更田委員長 はい。

○記者 そうすると、ちょっとまた制度論になってしまうのですが、これまで2回の質問の中で、結局、委員2人以下が集まった場合の打合せなのか、事前レクなのか、会議なのか、その定義によるのかもわからないのですが、2人以下の場合において、打合せ記録を作っていないのか、作っているのかもよく分からないし、なぜ作らないのかという、その根拠もよくわからないのですよね、結局、質問をしても、それをもう一度御説明いただけますか。

○更田委員長 作っていないと思います。これは明確にそうであろうと思います。作っていないと思いますし、また、なぜ作っていないかという、そこで意思決定がなされるわけではないし、ですから、これは比喻として正しくなかったかもしれないけれども、自分の意見を形成するプロセスには様々なものがあるので、特にこういった規制庁職員から説明を受ける、ないしは1人の委員が自分と同席しているような会議なり、ヒアリングなり、レクにおいても、意思決定を、自分の考えをまとめるための途中経過ではあるので、そこまで記録に残すというのは、一つには行政コストとの関連もあるけれども、私は今、私の考えを申し上げれば、合理的なやり方だとは思わないというのが考えです。

○記者 では、議論の中身というよりは、委員の出席している人数に重きを置いて、記録を作る、作らないというのを判断していると考えてよろしいわけですね。

○更田委員長 私の理解では、なぜ3人以上としているかということ、3人集まると、そこで多数派が形成されたのではないかと。要するに、多数派を形成するためのものではないかととられるおそれがあるので、そういった疑いを生じてはいけないので、過半数が出席するものについては、記録を残しているのだと理解しています。

○司会 それでは、フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

昨日のIAEAのフォローアップミッションに関連してお伺いしたいのですが、昨日の共同会見でも、私、お伺いしたのですが、原子力産業界とより密接に交流することを奨励されたということに関してなのなのですが、委員長は昨日の共同会見で事

業者のところに行って訓練を受けるということに関して言及されていて、今日の規制委員会でもそのことについて言及して、検討していこうということになったかと思うのですが、昨日のジャマールさんの会見では、この訓練プログラムは一つの側面で、当局が孤立して要求事項を一方向的に押しつけることは、安全性の強化にはつながらないという御指摘をされていたのですけれども、教育訓練以外の部分でのコミュニケーションについて、何か改善すべきことがあると委員長はお考えでしょうか。

- 更田委員長　そもそも私はジャマールさんの御意見に全く賛成です。それは当然のことなのけれども、訓練の方はより具体的で手をつけられることなので、まず手をつけよう。もう一方は、なかなか悩ましいところがあるのは、例えば、私たちが社長さんだとか、CNOと呼ばれる原子力部門の責任者に来てもらって、さあ、何でも言ってくださいと言っても、必ずしも何でも言うてくれるわけではないということをこれまでの経験で知っているわけなのですけれども、コミュニケーションである以上は一方通行ではないので、双方向なので、私たちの努力だけではどうにもならない部分があって、双方が努力しなければならない。

更に言えば、コミュニケーションがうまくいくためには、その前提として、これは信頼関係の問題だと思うのです。これはどんなケースでもそうだけれども、お互いに信頼していない相手との間で円滑なコミュニケーションというのはなかなか成立しないのだらうと思います。これは想像ですけれども、双方に、どこまで相手を信用し切っているものやらというところがあるのだらうと思っています。

ですから、こういう仕組みを作ればというものではないだけに、非常に難しいものだと思います。トップに来てもらって、ないしは責任者に来てもらって、あるいはもっと中間段階の部分でも、とにかくお互いに正直に話しましょうって。規制委員会、規制庁側は事業者に対してかなり正直に話しているように思います。というのは、正直に話さないと仕事できないから。

では、事業者の方々が私たちに対して、極めて率直に正直に話してくださっているかどうかをはかるすべがなく、それこそ努力を続けるしかないのですけれども、繰り返しコミュニケーションについては指摘を受けますし、私たち自身ももどかしい思いを持っているのは事実ではあるのですけれども、例えば、非公開で打合せをさせてもらえれば、本当にもっと正直に話せるのと言われても、やはりそれを受けるわけにはいかないでしょう。もちろん事業者の方々にとっては、規制当局だけを相手にしているわけではないから、当然、規制当局に対する発言が、御地元であるとか、様々なステークホルダーに影響するので、非常に規制当局との間のコミュニケーションに注意深くなるというのは、私がかつて、研究炉ですけれども、申請者側にいたことがあるので、わかりますけれども、では密室コミュニケーションの場を作りましょうかと、そういう問題では決してないので、率直に言えば悩んでいます。悩んでいますというか、悪戦苦闘している部分はあります。私たちは、繰り返しますけれども、事業者から会いたいという機

会があれば一切拒否しませんし、それはルールにのっとった上で、会いたい、話がしたいというのは全て受けてきているつもりです。ですから、その上で更にコミュニケーションとなったときに、どういう手があるかというのは、思いつきですけれども、メディアの方の意見を募集したいぐらいです。どうやろうかと。

○記者 海外の規制当局の事例で、事業者とのコミュニケーションなどを参考になる例は特になのでしょうか。

○更田委員長 文化的な背景だとか、仕組みの違いがある部分が随分あって、私が一定程度事情を知っているところでは、米国の例で言うと、あるいはフランスの例で言うと、同じ人がぐるぐる間を回っているのですね。規制当局と電力と日本で言う資源エネルギー庁の研究所的なもの、フランスで言えば、ASNとEDFとCEAですけれども、人がぐるぐる回っていて、これは日本では許されない。もちろん産業界からNRAへ参加される方はいるけれども、NRAの人間が退職して何とか電力というわけにはいかないのです、日本ではそれが成立しない。それから、米国で言えば、米国はリタイアしたコミッショナーだとか、リタイアした長官に当たるような人は、どういうポストにつくかという、電力会社の非常勤取締役とか、そういうところのポストにつくのですよ。これも日本で、多分、委員については規定はないものの、到底許されるものとは思いませんよね。私たちは東京電力福島第一原子力発電所事故で利益相反の問題を厳しく反省したはずであって、ですから、利益相反について厳しく取り組む以上は、こういったことは許されない。その上でよいコミュニケーションをとというのは、海外の事例に学ぼうとしても、なかなか難しいところがあります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ヨネダさん。

○記者 北海道新聞のヨネダです。

北海道電力の泊原発の敷地内の断層について、北海道大学の小野有五名誉教授が昨日、F1断層と連動する小断層は上載地層の中まで入り込んでいて、規制委が現地調査で北電の主張を一部認めたのは誤りなどと主張される論文を記者会見で発表されました。このことを委員長は把握されているか、また、把握されていれば、今後の審査に影響あるのか、お考えをお聞かせください。

○更田委員長 これはそちらの報道によって今朝知ったというのが正直なところで、報道で、小野先生がそういった公表をされたというのは、取り上げられている報道を通じて知って、そして審査をしている部門に対して、先ほど口頭で状況を聞きました。小野先生の主張については、審査に当たっているメンバーも承知していて、今、口頭で説明を聞いただけで、詳しいことを申し上げにくいのですけれども、小野先生との間で見解が違う部分、それから、小野先生が懸念を持っておられる部分についての確認事項は審査チームも把握していて、泊については現在審査中の案件なので、これ以上のことを申し

上げられないですけれども、とにかく小野先生の主張については、これまで主張されてきたポイントも含めて、審査チームは把握しているという報告を受けています。

○記者 基本的に審査に関わるような論文が出た場合の取り扱い方を確認させていただきたいのです。

○更田委員長 これは内容次第です。例えば、国会等で、有名な雑誌にこういう記事が出たけれども、どうかと聞かれた経験もありますけれども、正に内容次第なのです。本当にいろいろな意見は出ますけれども、例えば、学会の定説であるとか、そういったものに関して言えば、専門家の方々のコミュニティで、権威あるところがこういった見解を出したというケースだったら、私たちもそれに注目する義務があるだろうし、個別の先生の御研究内容であっても、私たちがその内容を見たときに、これはきっちり考えるべきだというケースはあります。失礼ながら、記事と称する、新聞のものであるとか、週刊誌、そういったものを私たちはサーベイしたり、拾ったりしているわけではありませんけれども、学術論文として出されたもので、はなから判断できるものでないものに関しては、先ほど申し上げた技術情報検討会が一つの仕組みですけれども、そういった研究成果があったときに、これを規制に参酌するべきかどうかという判断は個別にしています。お答えとしては、内容次第というところです。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかはございますか。マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

伊方の決定に絡んでということで、巨大噴火のことについて今回聞きたいのですけれども、巨大噴火に関しては、ガイドなども改定して、ある種、科学だけの理由ではなくて、社会通念、考え方には書いてあります。ガイドには明示的には社会通念という言葉はないわけですけれども、ある種、特別な判断の基準を示しているのだと思うのですけれども、その次のサイズのものに関しては、特段、社会通念うんぬんということではないのだと思うのですね。そうしたときに、最新の巨大噴火以降の最大のものでいいとする根拠がいまだに理解できなくて、火山学者の方々なのか、巨大噴火のことでわあっと言うってしまうのであれだけども、あの考え方に納得されているとお話ししている先生に私は会ったことがないので、いま一度、なぜそれでいいのかと。恐らく社会通念ではなく、科学的にここのレベルの火山に関しては言われるべきだと思うのですが、そうではないのでしょうか。

○更田委員長 さすがマツヌマさん、とても難しい質問です。全く同じような質問といたしますか、思考が私たちの中にも常にある。それは火山に限らず、規制の強度を定めるときに、地震に対して、どこまで設計基準として備えるべきか、津波に対しても、設計基準としてどこまで備えるべきかというのは議論があって、この火山に関して言うと、まず、決定文の中にも、立地評価に係る部分の記述があったと思いますけれども、この立

地評価の部分に関して言うと、全面的にはないけれども、いわゆる破局的噴火、巨大噴火に対する立地における考え方というのは、火山ガイドの考え方が受け入れられたものだと思っています。

ただ、巨大噴火の捉え方で、先ほど申し上げたように、ガイドの中では巨大噴火を数十立方キロメートル以上としていて、この数十立方キロメートルというのは、定義からするとVEI7とVEI6のほとんどという形になる。ただ、決定文は、VEI7は除外するけれども、そのすぐ下を想定とすべきであると読めるのですね。これは、想定に対する考え方が火山ガイドと今回の決定の間では異なっています。では、なぜ火山ガイドで降灰想定等を行うときに、巨大噴火後の既往最大でいいのかというのは、先ほどの中でも申し上げましたけれども、これは個々の火山の特性を捉えて、発電所なり、原子力施設の運用期間中に一定確率をもって起こり得るだろうと工学的に判断されるものとして、どれだけの想定を置けばいいかと。

分かりにくいと思いますけれども、これ以上の言い方って、なかなか難しいですね。例えば、数十立方キロメートル程度の噴出による降灰を想定するというのは、火山ガイドの定義に従えば、ほぼ巨大噴火に備えろと言っているに等しいと私たちはとっています。火山ガイドというのは、そこに記していますけれども、巨大噴火に関して、工学的に備えることを求めているわけではない。そういった意味で、巨大噴火を除いた以上では、その次の想定として既往最大を捉えるというのは、先ほど行政上の裁量と言いましたけれども、規制強度を決める上での裁量だと思っています。

- 記者 つまり、破局噴火を除いて既往最大ではなくて、最新の破局噴火、破局というか、巨大噴火以降の最大になっていますね、ガイドの中では。この点なのです。例えば、最新の噴火の以前においては十数立方キロとかあったとすると。破局噴火以降は最大が、例えば、1立方とか2立方であったりする。普通の火山で言えば、かなり長い期間の活動履歴を見て、その中で予測ができない場合は過去最大、その火山の既往最大を見なさいとなっているわけですが、巨大噴火を起こしたものに限って言うと、例えば、2万年前なら2万年以降でいいわけですよ、見るのは。それに関して、なぜという、そこが。
- 更田委員長 要するに、既往最大ではなくて、巨大噴火を除く過去最大という意味。
- 記者 そうですね。つまり、ガイドの中では、巨大噴火を起こしたものに関しては、最新の巨大噴火以降の最大でいいのだと書いてあります。だから、ものによってはえらい短い期間になるわけですね。検討しなければいけない区間が。ほかの火山に比べて見たときに。
- 更田委員長 数万年か数千年かという違いぐらいです。
- 記者 いえ、巨大噴火を起こしていないものに関して言えば、もっと長い区間を見ているわけですね。そうすると、最新の巨大噴火以前には十立方キロとかという噴火を起こした場合でも、結局、最新の巨大噴火以降であると、それが除かれてしまう、見なくて

いいということになるわけで、そこについて説明いただきたい。

○更田委員長 破局的噴火ないしは巨大噴火と呼ばれるような数十立方キロメートルに及ぶような噴火を起こした火山が、条件を著しく変えてしまうからだと思います。したがって、巨大噴火以降の状況を注意深く見ていって、巨大噴火以降の推移における最大の噴火をとるという考え方に立っているのだと私は理解しています。

○記者 噴火ステージ論とか、よく引用されていますけれども、要はそういう考えにのっかってということではよろしいのですか。

○更田委員長 これも記憶ですけれども、要するに、噴火ステージって、カルデラ形成期でしたか、それから、後カルデラ期に分類できると。判断としては、後カルデラ期であるというステージの判断をして、現在の状況がそうであると、現在のマグマの状態うんぬんからそう推定を行うわけですけれども、火山が後カルデラ期にあることを踏まえると、巨大噴火以前の状況をというよりも、巨大噴火後の最大をとることが事実上の最大相当に当たると思っています。

○記者 基本的には、噴火ステージの考えが根底にあると理解してよろしいのでしょうか。

○更田委員長 そう思います。

○記者 分かりました。噴火ステージの考え方に関しては、かなり多くの先生方が批判しているのも御存じだとは思いますが、その上で採用されていると。分かりました。

○司会 それでは、ワタライさん。

○記者 IWJのワタライです。

やはり伊方原発3号機の運転差止めの判決についてなのですからけれども、この判決が出たことでの今後の影響ですね。規制当局としての影響はどのようなものが考えられますでしょうか。

○更田委員長 直接的な影響があるとは考えておりません。

○記者 事業者としては、どういう影響があると考えられますでしょうか。

○更田委員長 御質問の趣旨が必ずしもですけれども、事業者は当然、決定を受けて、即時抗告の効力が発生したので、四国電力は大きな影響を受けるのでしようけれども、四国電力はきちんと自らの施設の安全について説明する機会がなかったのか、それともちゃんと説明しなかったのか、これは正に感想ですけれども、多少奇怪に思っていますし、それから、電力各社は自らの施設の安全性を語るときに、規制委員会の許可を得ているから、このステージまで、このレベルまで安全なのだという語り方をすることがそもそも間違いなのだと、これはもう随分前から申し上げています。国のお墨付きを得ているから私たちの施設は安全だという運営者を人は信用できないですよ。国の要求などはそもそも必要最低限の要求をされているにすぎなくて、我々はそのレベルをはるかに超えるところまで皆さんに保証しますと。彼らは自主的安全性向上と盛んに言っているわけですからね。ですから、規制当局にはこういう説明をしていますとか、規制当局の要求

はこういうものになっていて、私たちはそれを満たしていますという説明にとどまるのではなくて、本当に事業者は自らの原子力施設を一人称で、自らの言葉で安全性を語れるように、そっちの方に向かうようになるのではないのでしょうか。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、まずタケウチさん。

○記者 話がちょっと戻ってしまいますが、IRRSの先ほどの事業者とのコミュニケーションというところで、委員長は昨日の会見でも訓練を挙げられておりましたけれども、そもそも論に立ち返ったときに、規制庁職員が訓練を受けると、なぜ安全が高まるのかというところをかみ砕いてお伺いしたかったのです。

○更田委員長 相手にしているのは工学的施設なわけですね。私たちの審査は大きく分ければ二つあって、一つは自然条件に対するもの。これは学会活動であるとか、地質調査であるとか、そういったものに参加して、経験なり知識を養うことができる。だけれども、もう一つは、工学的なところにいったら、現場を持っていない人間が、物に触れていない人間が安全についてどこまできちっとした感触なり、判断ができるかといったら、私はこれは改善の余地があると思っています。

私自身は、およそ20年、小さいながらも研究炉に張りついて生きてきたし、それから、職員の中には、検査官の経験であるとか、電力経験者もいますし、メーカーの出身者もいますけれども、そうは言っても、初めから官僚としての仕事をスタートさせた人たちに、やはり現場というものはどういうものなのかを肌で感じて、実際に触れてという経験を持つことは、ほとんど必須ではないかと。今、中途採用や、様々な努力によってそういった部分を補おうとしているけれども、イギリスでの実例について、直接イギリスの規制当局の人から今回のミッションの際に聞くことができたのですけれども、やはり運転員の養成プログラムであるとか、保全要員の養成プログラムに、イギリスの規制当局、ONRは人を送っているそうです。これが効果を上げています。私も間違いなくそうだろうと思います。

そういった意味で、物のそばで物に触れる機会を持つということは、エンジニアにとって極めて重要な経験なので、できればこういった機会を持ちたいと思いますけれども、当然のことながら、IRRSミッションチームとの間でも話題になりましたけれども、利益相反に対する疑念というものに対しては、きちんと考えなければいけない。ですから、イギリスの場合は、それに対処するために、例えば、A社のプログラムで研修を受けてきた職員は、A社の規制に3年間は携わらないというルールを設けた上で進めているそうです。うちもそういったルールを作ってみて、IAEAのレビューを受けてみたいと。実は、ミッション中にはIAEAがそういったプログラムをやる時のリクワイアメントを定めてくれと定めたのです。要件を定めてくれと。ですから、現場に人を送るということは重要だと思いますし、うまい形でそういった研修なり訓練なりが実現できるといいと思

っています。

- 記者 かなり無理な話かなとは思っているのですが、規制庁の中に人材育成センターを持っていて、シミュレーターレベルでは持っているとは思いますが、超理想を言えば、事業者から教えてもらうことなく、規制庁の方で現場も含めて教育する、これはかなり無理があるのですか。
- 更田委員長 長期停止した施設を改めて動かすときに何を不安に思うかとお尋ねがあったときに、現場にいる者は、冷たい状態の装置のそばにいただけでは決して経験とか感覚は研ぎ澄まされないのですよ。やはり温度であり、匂いであり、振動であり、そういった現場感覚は、何かがおかしい、何か、どこかが異常だというもの、私たち、実験装置でもそうですけれども、このデータはどこがおかしいとか、何かおかしいというのは、その装置自体を何百時間つき合うから生まれてくる感覚であって、現場経験というのは極めて重要です。私たちもシミュレーターは持っています。それから、日本原子力研究開発機構などで実験装置に触れる機会は持たそうとしています。だけれども、やはり実際の発電所のような現場での経験は極めて極めて貴重なものだと思います。
- 記者 先ほど委員長は、なるべく早く教育に関しては手をつけたいとおっしゃられたと思ったのですが、これは規制庁の仕事の中で、審査もあったり、検査もあったり、いろいろあると思いますが、今、お伺いしていると、まずは検査官のようなイメージでいったらいいのでしょうか。
- 更田委員長 検査官経験を一定程度、例えば、若手の職員がするというの是一个のやり方ではあると思います。現場に行くという意味では。ただ、もう一つ、これは飽くまで私の今の考えというか、思いつきですけれども、まずはルール作りが大事なのではないか。例えば、検査以外で規制庁の職員が事業者と接することになる研修コースだとかに参加するとなると、そういったときに、その職員をその後どう配置すべきかということについては、一定のルール作り、ONRのルールを先ほど御紹介しましたがけれども、そういったルール作りは必要だろうし、また、これは相手のあることですから、幾らこっちがルール作って前のめりになっても、各電力に嫌だと言われたらどうにもならないわけで、それこそ先ほどのコミュニケーションの問題でもそうですけれども、例えば、私の知る限りでは日本原電は研修センターという施設を持っていて、ここは簡単なシミュレーターがあって、アイソレーションコンデンサーのシミュレーターもたしかここにあった。最近廃止してしまったのではないかと思いますけれども。それから、小さなボイリンググループだとかがあって、こういった施設での研修くらいは、規制庁職員向けのコースでもいいけれども、作ってほしいなと思います。ですから、コミュニケーションも進めなければならないし、私たちなりのルールも作っていかなければならないと思います。
- 記者 これは何らか、事務方に近々指示したり、それとも先にATENAかどこかに相談に行くのですか。

○更田委員長 IRRSチームと議論をしているときには、事業者の協力を得た上での研修のようなものは有益だよねというのは、彼らとのやりとりでも、おおむねそういう雰囲気だったと思っていますけれども、まだ明確に議論をしているわけではありませんし、今ここで申し上げているのは私の感想であって、何らの決定をしている段階でもありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ヨシノさん以外に手を挙げている方、では、左の列の方、ヨシノさんでお願いします。

○記者 愛媛新聞のタケダと申します。よろしくお願ひいたします。

伊方原発3号機の定期検査のことでお伺ひします。燃料体を扱う過程で制御棒を誤って引き抜いたりとか、燃料落下信号の誤発信が、トラブルが相次いでおりますが、このことについてどう受け止められているのかという点と、事業者に対して何か求めることがあればお願ひいたします。

○更田委員長 まず、制御棒ですけれども、この件については10日報を、昨日だったか、受けていますけれども、10日報の中では、まだ状況であるとか、原因であるとかというものにはきちんと触れるところまで至っていない。これは起きたときにも申し上げましたけれども、私の知る限り、余り前例のあるようなトラブルではないですし、停止中であって、ほう酸濃度が十分高い状況で置かれているから、具体的にアノードの投入があるという危険があったわけではないですけれども、制御棒という重要な設備にかかわるものであるだけに、高い関心を持っています。そして、燃料体を動かそうとしたときの着座の問題ですけれども、あのこと自体はともかくとして、やはり四電、ちょっとトラブルが続いていますね。それ以前にも、たしか油を噴き出すのを発煙と見間違えたのも伊方でしたね。やはりトラブルが続くということには何か背景があると考えるのが施設を預かる人、責任者にとっては当然のことでしょうから、ちょっと四国電力、心配はしています、そういう意味で。

○司会 それでは、最後、ヨシノさん。

○記者 細かい話になってしまいます。2回目、申し訳ありません。先ほど委員長も言及なさった2017年12月の中央構造線断層帯長期評価についてですけれども、これは裁判の決定文からの引用なのであれですけれども、「佐田岬半島沿岸に存在すると考えられる中央構造線地質境界について、現在までのところ探査されていないため、活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」と記載されていて、四国電力はこの見解を、一部の見解だということで、新知見として取り入れていないという指摘が、それは間違っていると裁判長が言っているのですけれども、この辺の決定文の流れについては、委員長はどのようにお考えになられますでしょうか。

- 更田委員長 ヨシノさん、それはちょっと。決定文の書かれていることにとくと、行政機関の司法に対する介入になってしまうので、さすがにここはコメントすべきではないと思います。
- 記者 では、まるっと言えば、新知見としてあらわれた長期評価の部分については、規制委員会でも、当時は議論はしたけれども、新しく取り入れたものではないということによろしいのでしょうか。
- 更田委員長 技術情報検討会の時点でそういう判断であったと理解しています。ただ、一方で、先ほど申し上げたように、伊方原子力発電所の周辺の地質境界、あるいは断層に関しては、その後、文科省の重点調査研究といったものの報告書も出ていますから、私たちは、この伊方に限らないですけれども、ずっとウォッチはしています。更に言えば、これはたまたまですけれども、伊方発電所に関しては、乾式キャスクの審査がまだ、今、審査中ですので、場合によって、審査中に事業者から説明したいということであれば、御説明を受けて判断することになるだろうとは思っています。
- 司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—